

とき 平成23年7月7日(木)午後2時
ところ 山陽小野田市役所大会議室

第6回山陽小野田市都市計画審議会議案

議案第1号

山都第1004-7号
平成23年(2011年)7月7日

山陽小野田市都市計画審議会長様

山陽小野田市長 白井博文

小野田都市計画区域の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域を変更することについて、山陽小野田市都市計画審議会条例（平成17年山陽小野田市条例第153号）第2条第1項第2号の規定により、貴会の意見を求めます。

記

小野田都市計画区域の変更(山口県決定)

- 1 都市計画区域の名称
山陽小野田都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する土地の区域
山陽小野田市厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字厚狭、大字鴨庄、大字郡、大字山川、大字山野井、大字福田、大字埴生、及び大字津布田

3 変更の理由

小野田都市計画区域（昭和 11 年当初指定、平成 15 年変更指定（現行））及び山陽都市計画区域（昭和 27 年当初指定、平成 15 年変更指定（現行））の一部（旧山陽町の区域）は、市町合併により同一の行政区域となつております。また、地形などの自然条件や通勤通学、物流などの社会・経済条件、行政施設、都市施設等の配置等において一体性を備えているものと考えられます。

このため、小野田都市計画区域及び山陽都市計画区域の一部を一の都市計画区域とし、一体の都市として整備、開発及び保全を図ろうとするものです。

